



7月29日、第八回目の口頭弁論が行われました。

原告は在日朝鮮人4世で、高校でサッカーチームに所属し、朝から晩まで練習に打ち込んでいます。彼にとって、朝鮮学校は故郷であり、家族のような場所だといいます。しかし、そんな朝鮮学校には公的支援はほとんどなく、朝鮮学校に通わせる家庭には大きな財政負担が強いられています。そのため、高校無償化法が適用されれば両親の負担が少しでも軽くなると原告も嬉しく思つたそうです。

しかし、現実には日本政府は学校とは何ら関係のない拉致や核の問題を取り上げ、朝鮮学校を無償化の対象から外しました。この状況に対し、原告は「存在の無視と否定」であり「政治的理由を持ち出してまで民族差別がしたいのか」と訴えました。原告の力強い確信に満ちた意見陳述に傍聴席からも思わず拍手があがりました。

今回で準備書面(9)までが提出され、次回の裁判までに国側から反論の書面が提出される予定です。



報告集会では、愛知朝高2年生が「今回侵害されているのは高校生わたしたちの権利。当事者であるわたしたちが一番に主体となって裁判をたたかっていきたい」と訴え、学生たちとともに参加者で歌も歌い、会場は熱気に包まれました。

会場には三重や岐阜、静岡といった遠方からかけつける支援者も多くかけつけました。

集会では最後に、弁護団の中谷弁護士が傍聴者に「いま、この裁判闘争に不足していることがあります。それは、わたしたち自身がどれほど裁判のことを知っているか?ということです。どのような権利が侵害され、それに対して何を主張し、またそれを国側がどういう理屈で正当化しようとしているか。その中身をわたしたち自身がしっかりとつかまないといけない。それはこの裁判闘争がもつ普遍性をつかむことでもある」とアピールし、裁判支援をする一人一人が自分たちの裁判闘争の正当性を認識するためにも、たくさん学ぶ必要があると訴えました。

第9回

・日時: 2014年10月7日(火)

14:00~

・両日共に、名古屋地方裁判所にて行います。

第10回

・日時: 2014年12月9日(火)

14:00~

傍聴抽選は13:30に締切になります。

